

リッツ訪問看護リハビリステーションかぎや 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業者	株式会社 isM（イズム）
事業所	リッツ訪問看護リハビリステーションかぎや 〒477-0032 東海市加木屋町泡池 11-223
提供サービス	訪問看護
事業所番号	第 2364190153 号
管理者	石津淑恵
連絡先	0562-85-4567(転送有)
サービス提供地域	東海市、知多市、大府市、東浦町、阿久比町、半田市、常滑市

2. 事業所の職員体制

管理者	看護師	1 名
看護師	准看護師、管理者含む	5 名以上
療法士	作業療法士・理学療法士 言語聴覚士	5 名以上
事務員		3 名

3. 従業員の勤務体制 シフト制 ※看護・リハビリ共に担当制ではありません。-----

4. 営業時間及び休業日

事務所営業日時 月曜日～金曜日 8:30～17:30

事務所休業日 日曜・祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

・ 24 時間対応体制有 ご利用の状況別にご契約が必要となります。

・ 訪問サービスは上記日程以外でもご提供しています。

※医師の指示等により日曜日、祝日も伺う場合があります。

5. 運営の方針

当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。

6. サービスの方法

- ・当事業所の担当看護師および理学療法士等が訪問看護計画書に基づいてご自宅にて該当サービスを提供します。理学療法士等による訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等とされています。
- ・訪問時の記録はスマートフォンとタブレット端末で記録致します。

7. 保険証ご提示のお願い

必要に応じて保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。
更新時や内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。

8. 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養・清潔・排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・ターミナルケア
- ・介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医が必要）

9. サービス利用料及び利用者様ご負担

利用料：別紙

※訪問車両の駐車場、衛生材料の利用等が発生する場合は看護費と別に、実費請求させていただく場合がございます。

10. ご利用料金のお支払方法及びお支払日

ご利用月の月末に訪問回数や加算状況、自己負担分を行政指定ソフトにて計算します。ご利用の翌月に、ご利用料金、ご負担額をご案内します。

【お支払い方法】

- ・原則、口座引き落としをお願いしております。
- ・集金及び振込をご希望の場合はお知らせください。
(振込の場合は手数料はご利用者様のご負担でお願い致します。)

【お振替日】

- ・翌月 27 日に口座引き落としさせていただきます。
※金融機関によっては 27 日休日の場合は翌営業日
※通帳には『イズム』と記載
- ・初月分引き落としに関しては原則 2 か月目分と集約し引き落としとなります。
(開始から約 3 ヶ月後)

【ご請求・領収書】

- ・15 日を目安に郵送にてご案内させていただきます。

※ご逝去時等のお支払い口座の口座凍結やお支払いが 3 ヶ月以上確認できない場合は
書面でののご案内と下記までのお振込をお願いしております。その際はお手数おかけ
しますがご対応よろしくお願い致します(手数料ご利用者様ご負担)

≪ 振込先 ≫ あいち知多農業協同組合 亥新田支店 普通口座 0121503
カ)イズム ダイヒョウトリシマリヤク ツチヤ マサノリ
株式会社 isM 代表取締役 土屋正律

11. サービス提供の開始時間変更（キャンセル）について

【臨時での変更の場合】

- ・当事業所と利用者様間で相談の上、両者調整可能な範囲で変更をお願いします。
また利用者様の状況や交通渋滞等によりお時間が前後する可能性があります。
15分以上遅れる際は、お電話にてご連絡をさせていただきます。

【固定時間の変更】

- ・介護保険での定時のサービス開始時間の変更はケアプランも変更する場合があります、ケアマネージャーを介す必要があります。

【キャンセルのご連絡】

- ・サービスのご利用をキャンセルされる場合、前日までにご連絡をお願い致します。
- ・サービス提供日当日のキャンセルにつきましては朝 8:30 からご支援のお時間迄にご連絡下さい。

12. 緊急・災害時等の対応

- ・サービス提供を行っている際に利用者に病状の急変等が生じた場合
臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な対応をします。
- ・地震台風などの災害時について
職員も被災するなどにて通常通りの事業所運営できない場合があります。
災害発生時は事業所の災害マニュアルに従って、運営されます。
- ・新型感染症など（流行性）感染症に対して
手洗いや手指消毒、マスク装着など感染予防に努めます。万が一、職員等関係者に接触者などが発見された場合は速やかに保健所等の指示を仰ぎます。
保健所等の指示により事業所運営を停止する場合があります。

13. 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。

上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をすると共に、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

14. 衛生管理についての体制

- ・看護職員等の生活の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練等を計画的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化担当者 石津淑恵

虐待防止責任者 加藤泰代

- ・虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ・事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ・事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

17. その他

- ・看護師等に対する、訪問時の飲み物、食べ物、その他贈り物などのおもて

なしは、当ステーションの規定によりお断りさせていただいております。
サービス提供時の事故やトラブルを避けるため次の事項にもご留意下さい。

- ・看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。金銭のトラブルを控えるため、目の届くところに貴重品を置かれることのないようお願い致します。
- ・看護師等は保険上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する予定外の訪問看護サービスは禁止されていますのでご了承ください。
- ・看護師等に対する営業行為及び宗教等への勧誘はお断りさせていただきます。
- ・緊急コールの迅速な対応に備えまして、一回のお電話の通話時間は15分までとさせて頂いております。
- ・看護師等へのパワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメントはサービスご利用契約解約の対象となります。

18. 特別な加算について

24 時間対応体制加算及び緊急時訪問看護加算

- ・急変等があった際は、緊急電話番号にお電話下さい。状態・状況を看護師と相談することができます。お電話で緊急※1 訪問の必要性があると看護師が判断した場合のみ、看護師が訪問する事ができます。

◆ 状況・内容問わず必ず訪問するものではありません。

◆ 別途同意書があります。月ごとの体制加算料金、訪問した場合は訪問看護の料金が別途かかります。

※1 「緊急」とは生命維持に直接関わる状態、また身体的急変症状・転倒などにより処置や対応が必要な状態と定義致します。

- ・訪問が決定してから到着までのお時間に関しましては、当日中の訪問が必要な場合は数時間程度のお時間を要することがあります。電話対応時に具体的な訪問可能時間をご連絡致します。早急な対応が必要な場合は 30～60 分程度のお時間を要します。

◆ 心筋梗塞や脳梗塞等、少しでも早い治療を開始した方がよい場合に関しましては、お電話にて救急搬送のご案内をする場合もございます。

- ・時間帯や勤務状況によっては普段訪問していない看護師が訪問する場合もございます。
- ・病状のご相談については事業所にご連絡下さい。(平日 8:30~17:30)
一旦事務員が電話を取りますが、折り返し看護師にて病状確認のお電話をさせていただきます。

ターミナルケア加算（ご自宅でのお看取りについて）

- ・医師の指示のもと、ご自宅で最期を迎えたいというご利用者様（ご家族様）への病状経過の説明や関連する処置を実施した際は、加算の対象となります。

※ご自宅で最期を過ごすと判断された場合、主治医へのご相談が必要となります。往診医の紹介や有事の際の対応等を相談して頂き、共有して頂けると幸いです。

※医師の指示以外での延命処置や救急搬送の有無といった生命に関する判断につきましては看護師ではできませんのでご了承お願いします。

19. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

(1) 当事業所の窓口

- ・ 電話番号 0562-85-4567
- ・ F A X 番号 0562-85-4568
- ・ 相談対応 リッツ訪問看護リハビリステーションかぎや
- ・ 対応者 土屋正律
- ・ 対応時間 8:30～17:30

(2) 当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。
お住まいの地域の機関に申し立てください。

・ 東海市、知多市、大府市、東浦町	<u>知多北部広域連合</u>	052-689-2263
・ 阿久比町	<u>阿久比町地域包括支援課</u>	0569-48-1111
・ 常滑市	<u>常滑市地域包括支援センター</u>	0569-34-7128
・ <u>公的機関愛知県国民健康保険団体連合会</u>		052-971-4165

リッツ訪問看護リハビリステーションかぎや 個人情報に関する方針

リッツ訪問看護リハビリステーションかぎやは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利

益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報の主な使用目的：訪問サービス実施の上の情報管理（診療報酬請求）、経過管理や報告（計画書や報告書をケアマネ・医師に提出、必要によっては写真撮影させていただきます）
- ② 個人情報は適正な取得に努めます。
- ③ 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ④ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ⑤ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をさせていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑥ 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
ただし、他の事業所ではあるが、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑦ 個人情報の開示をもとめられた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- ⑧ ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。
相談窓口担当 土屋正律（ツチヤ マサノリ）

株式会社 isM(イズム)
リッツ訪問看護リハビリステーションかぎや